

介護報酬の地域区分の見直しに係る意向の確認について

2026年(令和8年)2月
藤沢市介護保険課

地域区分の見直しに係る意向の確認について

- 介護報酬の地域区分については、公務員の地域手当の見直しを踏まえ、令和9年度介護報酬改定に向け、国において見直しの検討が進められています。
- 本市としても、地域区分の見直しに向けた検討を行うにあたり、委員の皆様からのご意見をいただきたく、本資料をお示しするものです。

地域区分が引き上げられた場合の事業所への影響

地域区分引き上げ



報酬単価上昇



事業所収入増加



経営安定・人材確保

- 地域区分が上がると、サービス1回あたりの報酬単価が上がります。その結果、事業所の収入は増加し、人件費上昇への対応余地が広がることも想定されます。その一方で、報酬単価が上がることで、利用者のサービス利用控えも想定されます。

想定される影響

- 事業所の収入が増え、人件費上昇への対応余地が広がる
- 人材採用・定着への一定の後押しとなる
- サービス提供体制の維持
- 経営難による休廃業が防げる
- 利用者のサービス利用控えも考えられる

地域区分が引き上げられた場合の利用者への影響

地域区分引き上げ



報酬単価上昇



介護給付費増加



介護保険料・自己負担額
の増加

- 地域区分が上がると、サービス1回あたりの報酬単価が上がります。その結果、市全体の介護給付費が増加すると、介護保険料・自己負担額も増加します。その一方で、事業所の経営が安定することで、サービスの質が確保され、市民が安心してサービスを利用できる体制の維持が期待されます。

想定される影響

- 介護保険料の増加
- 自己負担額の増加
- 事業所の経営が安定することで、安心してサービスを利用できる

地域区分の見直しに係る影響

地域区分が見直し(引上げ)された場合の、サービス費(保険給付費)への影響について、令和5年度介護保険事業状況報告(年報)に基づき試算を行いました

■ 4級地(12%)→2級地(16%)となった場合 約5.3億円/年の増加

※現時点では、地域区分が見直された場合の保険料及び自己負担額の具体的な増加額は算出できません。影響額は、利用状況や他の制度改正と併せて、決定されます。保険料は、次期介護保険事業計画策定時に総合的に検討します。

■ 4級地(12%)→2級地(16%)となった場合

(単位：千円)

地域区分	上乗せ割合	訪問サービス	通所サービス	短期入所サービス	福祉用具	特定施設	居宅介護支援/ 介護予防支援	地域密着型 サービス	施設サービス	合計
4級地【現行】	12%	6,528,830	3,523,349	974,451	1,233,810	2,854,748	1,736,472	4,697,834	7,310,772	28,860,267
2級地【試算】	16%	6,672,016	3,585,606	994,300	1,233,810	2,903,501	1,781,326	4,785,168	7,435,624	29,391,349
差 額		143,186	62,257	19,849	0	48,753	44,854	87,334	124,852	531,082

(参考)過去の介護保険運営協議会における地域区分に関するご意見

①事業者の経営・人材確保に関する意見

- 最低賃金が上がっていくなか、介護報酬はあまり上がらず、介護事業所の運営はかなり厳しくなっている。地域区分が見直されると大変ありがたい。
- 厳しい経営状況の中で、介護施設の人材確保について、一層の難しさを感じている。地域区分の見直しは、時機にかなうものと捉えている。保険給付費の増加の影響を考慮しつつ、見直しは必要だと思われる。
- 介護報酬の不足により、サービスの質を落とさなければならなくなったり、人材不足につながったりと様々な要因で経営が厳しくなっているのが現状である。

②利用者負担に関する意見

- 物価高騰等から経営的にも介護報酬が上がるありがたいが、利用者のサービス利用控えも考えられる。

③制度に関する意見

- 地域区分が引き上げられることを切に願う。

介護報酬の地域区分について(参考)

2026年(令和8年)2月
藤沢市介護保険課

介護報酬の地域区分

- 介護報酬は、介護サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとなっています
- 「地域区分」とは、地域ごとの人件費の差を反映するために設定される単価に用いる上乗せ割合の区分のことであり、地域別(8区分)及び人件費割合別(3区分)に1単位あたりの単価が定められています

● 介護報酬の基本的な算定方法



● 1単位の単価(サービス別、地域別に設定)

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	対象サービス
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
人件費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10.00円	訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/居宅介護支援/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10.00円	訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/短期入所生活介護
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10.00円	通所介護/短期入所療養介護/特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護医療院/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/地域密着型通所介護

地域区分の適用地域

- 「地域区分」は、1級地～7級地とその他の8つに区分されており、原則として、公務員の地域手当の設定に準拠しつつ、隣接地域の状況によって一部特例が設けられています
- 地域区分の見直し(引上げ)は、サービス利用者の負担額や介護保険料の上昇要因となる一方、介護従業者の処遇改善や介護事業所の安定的な経営に寄与するものであり、安定的なサービス基盤の確保という観点において効果が期待できます

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
		横浜市 川崎市	鎌倉市 厚木市	相模原市 横須賀市 藤沢市 逗子市 三浦市 海老名市	平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町 愛川町	秦野市 大磯町 二宮町 中井町 清川村	南足柄市 山北町 箱根町	

藤沢市は「4級地」

地域区分のこれまでの主な見直しの経緯

平成12年度介護保険制度創設	・国家公務員の調整手当に準拠した地域手当を設定(5区分)
平成21年度介護報酬改定	・一部級地の上乗せ割合引き上げ ・地域差を勘案する職員の範囲を、直接処遇職員から具体的に配置基準が定められている職種の職員に拡大 ・人件費割合について、2類型から3類型に見直し
平成24年度介護報酬改定	・国家公務員の地域手当に準拠した見直し(7区分)
平成27年度介護報酬改定	・国家公務員又は地域公務員の地域手当に準拠した見直し(8区分) ・特例として、複数隣接ルール及び広域連合ルールを設定
平成30年度介護報酬改定	・特例として、完全囲まれルールを設定
令和 3年度介護報酬改定	・特例として、4級地差ルールを設定
令和 6年度介護報酬改定	・5級地差ルール及び新複数隣接ルールを設定

<地域区分の特例>

次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引き下げを認める

- i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
- ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
- iii 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

地域区分の見直しに関する方向性(国の動向)

- 厚生労働省社会保障審議会介護保険部会の「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」において、「地域区分については、令和7年度に予定されている公務員の地域手当の見直し(※)を踏まえ、その在り方について検討していくべきである」とされました。

※ 国家公務員の地域手当については、令和6年8月の人事院勧告において、「級地区分を設定する地域の単位を広域化(従来の市町村単位から都道府県単位を基本)するとともに、級地区分の段階数を7区分から5区分とする見直し内容が示され、令和7年度から段階的に支給割合の引下げや引上げが実施されることとなっています

- 令和6年12月23日に開催された厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会では、「次期介護報酬改定に向けて市町村の意向を確認しつつ、地域区分のあり方について検討を進めることとしてはどうか。」との意見が出されました。

【参考】公務員の地域手当の見直し内容

※人事院「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」資料から抜粋(一部藤沢市で加工)

見直しの主な内容

- 支給地域の単位の広域化
 - ・ 都道府県を基本とする
 - ・ 中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)は当該地域の民間賃金反映
- 級地区分をシンプルに
 - ・ 7級地→5級地に再編

■ 現行

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

藤沢市は「4級地」です

■ 見直し後

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都道府県で指定)	(都道府県の級地と異なる地域)
1級地	20%		東京都:特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、川崎市、 藤沢市 、厚木市 つくば市、大阪市、吹田市 等
3級地	12%	神奈川県 、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等